

## 落書き消去活動支援事業実施要綱に係る運用について

### 1 第2条第1号の「町内会・自治会又はこれらに類する団体」について

「町内会・自治会」とは、市内の一定の地域において、その地域内に居住する住民によって自主的に組織された団体をいう。また、「これらに類する団体」とは、町内会・自治会以外の地域団体で、良好な地域社会の維持及び形成その他これらに類する活動を行うことを目的として、活動を行っている団体をいう。

### 2 第2条第2号の「市民活動団体」について

市民活動団体が初めて申請するときは、要綱第6条で定める書類のほか、次の資料を提出すること。

- ① 市民活動団体现況届（別紙第1号様式）
- ② 名簿（氏名、住所、電話番号が記載されているもの）

### 3 第2条第4号の「その他市長が必要と認めるもの」について、以下のとおりとする。

- ① 長柄
- ② シート
- ③ 軍手
- ④ 落書き消去活動を実施する予定の地域（以下「予定地域」という。）を管轄する区役所において、落書きの状況等を勘案し必要と認めるもの。

### 4 第2条第4号の清掃用具等について

清掃用具等の種類及びサイズ等については、別表に定めるものとする。

### 5 第6条本文における清掃用具等貸付・譲与申請書の塗料の色と申請数量について

塗料の色を十分確認し、また数量も消去予定の落書き面積をおおむね調査して申請することとし、必要な量以上の申請をしないこと。

また、落書き落とし剤の申請数量も同様とする。

### 6 申請について

申請は、予定地域を管轄する区役所に対して行うこと。なお、予定地域が複数の区にわたっている場合は、その予定地域を最も広く管轄する区役所に対して行うこと。

### 7 第6条第4号の「その他市長が必要と認める資料」について

承諾を得た落書き消去活動実施対象物件の落書き状況を撮影したもの（デジタルカメラ可）とする。  
ただし、市長が必要と認める場合は適時その他の資料を提出すること。

## 8 要綱第8条ただし書及び第11条でいう「市長が特別な理由があると認める」について

市内において大規模災害等が発生し、社会的に提供物品の引渡しが困難であると認められる場合や、消去活動対象施設の承諾者から急遽承諾を取り消されるなど、申請者の責めに帰すことができない場合とする。

## 9 その他

- (1) 提供された物品を、他の団体及び個人に譲渡又は転貸してはならない。
- (2) 貸付物品は、貸付許可書（別紙第2号様式）を交付し貸付けることとし、同時に広島市物品管理規則第21条第5項に基づき借受書（別紙第3号様式）を徴収することとする。
- (3) 貸付物品を破損した場合、借受者は遅滞なく、市長に対して事故報告書（別紙第4号様式）を提出しなければならない。なお、借受者の故意又は過失により損傷した場合、借受者の責任により修繕するものとする。

### 附 則

この運用は、平成14年10月1日から施行する。

### 附 則

この運用は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用は、平成17年11月21日から施行する。

### 附 則

この運用は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用は、平成26年3月27日から施行する。